

至急・重要

日 薬 業 発 第 18 号
令 和 2 年 4 月 8 日

都道府県薬剤師会 担当役員 御中

日 本 薬 剤 師 会
副会長 田尻 泰典

**「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」及び
令和2年度補正予算案について（情報提供）**

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止の観点からのオンライン服薬指導等の活用について盛り込まれました（別添1、2）。

同対策には、時限的対応として「患者・服薬情報に基づき薬剤師が適切と判断した場合には、薬剤の適正使用を確保するとともに、不正入手防止策を講じた上で、当該患者が電話等による診療を受診した場合のみならず、対面診療を受診した場合においても電話等による服薬指導を可能とする」と、オンライン服薬指導・電話服薬指導の拡充について示されたほか、「電話等による服薬指導及び薬剤の配送についてその実施方法等を具体化・明確化しつつ、全ての薬局が対応することを含め、薬局、医療関係者及び国民・患者に対して周知を徹底する」ことなどが示されています（別添1、11～14頁）。

また、これに伴い、令和2年度厚生労働省補正予算案が公表され、「新型コロナウイルス感染症患者等への支援」として「電話や情報通信機器による服薬指導等を行った患者に対して薬局が薬剤を配送等する費用を支援する」とされています（別添3、4頁）。

同伴については、厚生労働省より連絡があり次第、情報提供を行っていく予定ですので、ご対応の程宜しくお願い申し上げます。

＜別添＞

1. 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」について（令和2年4月7日閣議決定）
2. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（厚生労働省施策関係 概要）
3. 令和2年度厚生労働省補正予算（案）の概要

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」について

〔 令和 2 年 4 月 7 日
閣 議 決 定 〕

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を別紙のとおり定める。

(別紙)

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策
～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～

令和2年4月7日

目 次

第 1 章 経済の現状認識と本経済対策の考え方	1
Ⅰ. 経済の現状認識	1
Ⅱ. 経済対策の考え方	3
第 2 章 取り組む施策	7
Ⅰ. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	7
1. マスク・消毒液等の確保	8
2. 検査体制の強化と感染の早期発見	9
3. 医療提供体制の強化	10
4. 治療薬・ワクチンの開発加速	14
5. 帰国者等の受入れ体制の強化	15
6. 情報発信の充実	16
7. 感染国等への緊急支援に対する拠出等の国際協力	16
8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備	17
Ⅱ. 雇用の維持と事業の継続	18
1. 雇用の維持	18
2. 資金繰り対策	19
3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	21
4. 生活に困っている世帯や個人への支援	23
5. 税制措置	24
Ⅲ. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	26
1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント 事業等に対する支援	27
2. 地域経済の活性化	27

IV. 強靱な経済構造の構築	30
1. サプライチェーン改革	30
2. 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力 の維持・強化及び国内供給力の強化支援	32
3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーション の加速	33
4. 公共投資の早期執行等	37
V. 今後への備え	38

第1章 経済の現状認識と本経済対策の考え方

I. 経済の現状認識

＜新型コロナウイルス感染症の状況＞

新型コロナウイルス感染症（以下、本章において「感染症」という。）については、東京をはじめとして都市部を中心に感染者が急増し、感染経路が不明な感染者も増加している。さらに、世界的に患者数と死亡者数の急激な増加が見られ、国内で発見される輸入症例も増加している。

現状は、ぎりぎり持ちこたえている状況にあるが、少しでも気を緩めれば、いつ急拡大してもおかしくない、まさに「瀬戸際」が継続している状況にある。

こうした状況から、政府として、国民の生命を守るため、本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を行うとともに、「基本的対処方針」を改定したところであり、国や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに強力に推進していく。

＜経済の現状＞

感染症は内外経済に甚大な影響をもたらしており、世界経済は、戦後最大とも言うべき危機に直面している。

我が国経済は、感染症拡大の影響により大幅に下押しされており、国難とも言うべき厳しい状況に置かれている。回復を支えてきた内需のうち、個人消費はサービスを中心に、イベントの中止や自粛・外出控えにより、消費者マインドの悪化も相まって停滞に陥っている。また、設備投資は、感染症拡大以前から中国経済の減速の影響等により横ばい傾向となる中で、感染症の影響による業況悪化、そして先が見

えないという不確実性の大きさが企業の投資意欲を萎縮させる要因となっている。

海外経済に目を向けると、感染症がパンデミック（世界的な大流行）の状態となり、欧米諸国をはじめ各国で、都市封鎖や外出制限といった措置が採られる中、需要が大幅に落ち込むとともに、サプライチェーンの寸断により供給制約が生じ、グローバルなヒトやモノの流れが急速に収縮している。世界経済の成長率は、世界金融危機の影響でマイナスに陥った平成 21 年以来の、そしてそれを超えるマイナス成長の可能性も指摘されており¹、それが顕在化すれば、既に生じているインバウンドの大幅減少に加え、我が国のモノ・サービスの輸出全体も大幅に縮小することが見込まれる。

さらに、感染症拡大の収束が見通せず、先行きも、感染症による厳しい状況が続くと見込まれ、感染症が内外経済をさらに下押しするリスクに十分注意する必要がある。加えて、感染症の影響による、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の一年延期により、インバウンドを含め本年度に発現が期待されていた需要が先送りされることに加え、マインド面への影響や関連イベント主催の地域等への影響も懸念される。

こうした中、アベノミクスの下で改善を続けてきた雇用・所得環境については、本年春季労使交渉では賃上げ率が昨年より幾分低下したものの引き続き多くの企業がベアを実施する一方で、感染症の影響を強く受け、パート・アルバイト労働者の収入が減少している。また、事業者は雇用調整助成金の活用等で何とか雇用維持を図ろうとしている一方、影響の大きい産業を中心に、求人の減少、派遣契約や採用内定の取消等の動きが現れ始めている。収束後の経済の力強い回復の実現に向け、事業活動の継続を強力に支援し、何としても雇用と生活

¹ 令和 2 年 3 月 23 日新型コロナウイルス非常事態に関する G 20 財務大臣・中央銀行総裁電話会議を受けたゲオルギエバ IMF 専務理事による声明。

を守り抜かなければならない。

また、プラス傾向で推移してきたGDPギャップは、感染症拡大以前の昨年10-12月期の時点で1.5%、年率換算の金額で約8兆円²のマイナス（需要不足）に転じた後、本年1-3月期も、感染症の影響により拡大したと見込まれる。世界経済の情勢も踏まえると4月以降もさらに悪化すると考えられ、これに備え、感染症の甚大な影響のマグニチュードに見合うだけの強大な経済政策を講ずることにより、デフレへの後戻りを食い止め、デフレ脱却・経済再生、そしてそれを通じた財政健全化への道筋を確かなものとしなければならない。

II. 経済対策の考え方

こうした中で、これまで政府としては、感染拡大を防止し、早期に収束させるとともに、昨年度末に先立ち、雇用の維持、事業の継続、そして生活の下支えを当面、最優先に全力で取り組む観点から、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第1弾³及び第2弾⁴、さらには「生活不安に対応するための緊急措置」⁵（以下、総称して「緊急対応策」という。）と、金融措置を含め総額2兆円規模の緊急に対応すべき対策を臨機応変に講じ、直ちに実行してきている。

その上で、上記の経済認識に立ち、海外発の下方リスクに対応する等の目的で策定した「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」⁶（以下「総合経済対策」という。）に加えて、G20首脳会議における「共同戦線を張る」との合意⁷に基づく国際協調の下、危機克服に向け、新たに補正予算を編成し、前例にとられることなく、財政・金融・税

² 内閣府試算値。年率換算の金額は、ある四半期のGDPギャップが一年にわたり続いた場合のGDPギャップの金額。

³ 令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。

⁴ 令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。

⁵ 令和2年3月18日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。

⁶ 令和元年12月5日閣議決定。

⁷ 令和2年3月26日新型コロナウイルス(COVID-19)に関するG20首脳テレビ会議首脳声明。

制といったあらゆる政策手段を総動員することにより、思い切った規模の本経済対策を策定し、可及的速やかに実行に移す。

＜２つのフェーズ＞

本経済対策は、基本的な考え方として、大きくは次の２つの段階を意識したものとする。第一は、感染症拡大の収束に目途がつくまでの間の「緊急支援フェーズ」であり、事態の早期収束に強力に取り組むとともに、その後の力強い回復の基盤を築くためにも、雇用と事業と生活を守り抜く段階である。第二は、収束後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革の推進、いわば「Ｖ字回復フェーズ」であり、早期のＶ字回復を目指し、観光・運輸、飲食、イベント等大幅に落ち込んだ消費の喚起と、デジタル化・リモート化など未来を先取りした投資の喚起の両面から反転攻勢策を講ずる段階である。

＜５本の柱＞

こうした２つのフェーズを意識し、緊急事態宣言が行われた下での本経済対策は、以下の５つを柱として、国民の命と健康と生活を守り抜くとの重大な決意をもって、強大かつ効果の大きい施策を展開する。

第一に、感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発である。国民の安心の確保、そして経済活動の一刻も早い再起動のためにも、感染拡大の防止と早期収束に引き続き全力を尽くす。このため、感染の連鎖を断ち切るためのクラスター対策の抜本強化など感染拡大防止策や、感染者の急増化に備えた重症者の医療に重点を置く医療提供体制の早急な整備とともに、研究開発の加速により治療薬・ワクチン等の開発を一気に進める。

第二に、雇用の維持と事業の継続のための支援の更なる強化である。感染症拡大の収束までの間、雇用・事業活動・生活を守り抜き、危機をしのぎ切ることで、その後の経済の力強い回復への基盤を築く。このため、「緊急対応策」で講じた各種措置を更に強力に推し進め、民

間金融機関でも無利子の制度融資を受けられる制度や、特に厳しい影響を受けている中小・小規模事業者等への新たな給付金、収入に相当の減少があった事業者に対し延滞税等なしで納税等の猶予を認める特例など事業者の資金繰りや雇用の維持をあらゆる手段で強力に支援する。フリーランスの方々を含め休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対しては、新たな給付金の交付など思い切った支援策を講ずる。

第三に、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復である。感染症拡大の収束後の経済のV字回復のための反転攻勢を仕掛け、日本経済を一気呵成に安定的な成長軌道に戻す。このため、甚大な影響を受けている観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業をターゲットに、官民を挙げたキャンペーンとして大規模な支援策を短期集中で展開することにより、消費を思い切って喚起し、地域の活力を取り戻す。その際、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴う需要の先送りを踏まえた経済の下支えに対応する。

第四に、将来を見据えた強靱な経済構造の構築である。今回の感染症拡大という危機をチャンスに転換し、将来の感染症リスクに対しても強靱な経済や社会の構造を築き、中長期的に持続的な成長の実現につなげていく。このため、生産拠点の国内回帰や多元化を通じた強固なサプライチェーンの構築を強力に支援するとともに、テレワークや遠隔教育、遠隔診療・服薬指導などICT等を活用したリモート化やデジタル化の取組を加速する。その際、公共投資の早期執行により景気の下支えに万全を期す。

第五に、今後への備えである。新型コロナウイルス感染症対策に関する予備費を創設し、感染の状況や経済動向を踏まえ、必要な対策を躊躇なく講じていくための十二分の備えを整える。

このように、局面に応じて適時適切な政策を展開するという時間軸を十分意識しながら、本経済対策の各施策を戦略的に実行することに

より、感染症の影響をしのぎ、その後の経済のV字回復につなげ、日本経済を持続的な成長軌道へ戻すことを確実に成し遂げる。

本経済対策は、「新型コロナウイルス感染症の実体経済への影響に関する集中ヒアリング」で示された現場の方々からの切実な声や与党の提言を踏まえ、さらには政府・与野党連絡協議会における議論も真摯に受け止めて策定したものである。引き続き、内外における事態の収束までの期間と拡がり、経済や国民生活への影響を注意深く見極めるとともに、各方面からの要望を踏まえ、必要に応じて、時機を逸することなく臨機応変かつ果断に対応する。

日本銀行においては、企業金融の円滑確保に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する等の観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。強力な金融緩和が実施される下で、政府は、本経済対策による強大な財政政策を講じ、感染症の経済的影響に対する適切なポリシーミックスを図る。引き続き、政府は日本銀行と危機感を共有し、緊密な連携の下、この難局に立ち向かっていく。

第2章 取り組む施策

第1章の基本的な考え方にに基づき、本経済対策は、①感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、②雇用の維持と事業の継続、③次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、④強靱な経済構造の構築、⑤今後への備え、を5つの柱とし、以下に掲げる施策を、時間軸を十分に意識しつつ、戦略的に実行する。施策の実行にあたっては関係者が緊密に連携し一丸となって取り組む。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、本経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」を創設する。

あわせて本経済対策に盛り込まれた施策をはじめ、新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組や我が国の状況について、国民及び諸外国に対して、分かりやすくかつ正確な形で伝わるよう、効果的な情報発信・広報を実施する。

I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

新型コロナウイルス感染症の拡大を止めることが、経済の観点からも最重要である。国民の命と健康を守るため、まずは、資源を集中投入して感染拡大防止策を充実させ、一日も早い国民の不安解消を図る。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響によって例年を大幅に上回る需要が発生しているマスク・消毒液等について、十分な供給量を確保し、医療機関をはじめとする必要な施設に確実に配布する。

足下の感染拡大への対応として、必要な検査が確実に受けられる体

制を確保するとともに、いわゆる「3つの密」⁸を避ける行動の徹底等の感染拡大防止に向けた協力をお願いしながら、感染の連鎖を断ち切るためのクラスター対策を抜本的に強化する。同時に、感染者の更なる急増に備え、重症者への医療に重点を置く医療提供体制の整備を早急に進める。これら感染拡大防止策や医療提供体制の整備について、地域の感染状況等の実情に応じて、各都道府県が必要とする対応を柔軟かつ機動的に実行していくことができるよう、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」を創設する。

決定的な治療法が存在せず発症すれば対症療法を根気強く続けるしかないことが世界的にも大きな不安の原因であり、治療薬やワクチンの研究開発を最優先の課題として加速する。

帰国者等の受入れ体制の強化や情報発信の充実、感染国等への国際協力等も進めることで、感染拡大のリスクの最大限の低減を図る。

こうした措置について必要な予算を補正予算に計上するとともに、今後の動向については見込み難い面もあることから、新型コロナウイルス感染症の拡大やワクチン等の開発状況等を踏まえ、更なる対応が必要となる場合には、別途措置する「新型コロナウイルス感染症対策予備費（仮称）」を活用して上記交付金を増額するなど、必要な措置を速やかに講ずる。

1. マスク・消毒液等の確保

国内でマスク・消毒液等を製造する企業に対して生産設備への投資を支援することで更なる増産に取り組み、マスクについては月7億枚を超える供給を確保するなど、例年の需要を上回る供給量を確保する。

その上で、マスク等の衛生資材を、介護施設、障害者福祉施設、保育所及び学校等に配布する。布製マスクについては、政府による買上げにより、介護施設利用者等及び妊婦に対して、順次、必要な枚数を配布するとともに、全国の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・

⁸ 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」。

高等専修学校等の児童・生徒及び教職員に対して、４月以降、１人２枚配布する。加えて、全国で５,０００万余りの世帯全てを対象に１住所当たり２枚配布する。

また、学校等において、衛生環境を改善し、感染のリスクを低減させる。

- ・ マスク・アルコール消毒液等生産設備導入補助事業（経済産業省）
- ・ 介護施設利用者等及び妊婦への布製マスクの配布等（厚生労働省）
- ・ 学校や児童福祉施設等におけるマスク購入等の感染拡大防止に係る支援（文部科学省、厚生労働省、内閣府）
- ・ 全世帯を対象とした布製マスクの配布（厚生労働省）
- ・ 学校における衛生環境の改善支援（文部科学省）
- ・ 自衛隊・警察・収容施設における新型コロナウイルス感染症対策の強化（防衛省、警察庁、法務省）

等

２．検査体制の強化と感染の早期発見

ＰＣＲ^９検査の検査機器の導入を支援することで、検査機関・医療機関等における簡易検査等の迅速な検査を促進し、検査能力を一層増強するとともに、保険適用自己負担分の公費負担を引き続き実施するなど、必要な新型コロナウイルス検査が確実に受けられる体制を確保する。また、ＰＣＲ法に加えて、抗体法、抗原法の検査手法の開発と検査に必要な資材の確保を進める。国と地方自治体の連携の下、保健所の体制強化に迅速に取り組みながら、いわゆるクラスターと呼ばれる集団感染の早期特定を促進し、患者の早期発見と重症化予防につなげる。

- ・ 全国の検疫所におけるＰＣＲ検査機器の配備等による検疫・検査

^９ ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reaction）。ＤＮＡの断片を増幅する技術。

体制の強化（厚生労働省）

- ・ PCR検査等における自己負担分の公費負担による検査等の着実な実施（厚生労働省）
- ・ 新たな検査法の確立等に向けた研究基盤の強化（文部科学省）
- ・ 新型コロナウイルスに係るゲノム解析等による感染拡大防止のための体制整備事業（厚生労働省）
- ・ 感染地域へのクラスターの専門家の派遣（厚生労働省）

等

3. 医療提供体制の強化

感染者の更なる急増に備え、重症者への医療に重点を置く医療提供体制を早急に整備する。

まず、病床の確保や医療機器の整備、呼吸器疾患の専門医・看護師等の確保、ガウン等の医療資材の確保も含め、ヒト・モノ両面からの抜本的強化を図る。具体的には、全国で感染症指定医療機関等の病床を更に積み増し、緊急時には5万を超える病床を確保するとともに、重症者の治療に必要となる人工呼吸器・人工肺の更なる整備に取り組む。また、医療用マスクを全国の医療機関等に対して4月中に追加で1,500万枚を配布するなど、医療用マスク・ガウン等を国において確保し、必要な医療機関等に対して優先配布する。あわせて、患者を受け入れる医療機関について、診療報酬において、感染防止に留意した対応等を特例的に評価する。重症肺炎の症例の蓄積と共有に取り組む。

- ・ 国立病院機構（NHO）及び地域医療機能推進機構（JCHO）における医療提供体制の整備（厚生労働省）
- ・ 都道府県における医療機関の体制（病床・人工呼吸器・人工肺・医療従事者等）及び軽症者等の医療機関以外の療養場所等の確保（「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」の創設）（厚生労働省）

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」の創設（内閣府）
- ・ 人工呼吸器生産のための設備整備事業（経済産業省）
- ・ ECMO¹⁰チーム等養成研修事業（厚生労働省）
- ・ 大学病院における高度医療のための機器整備・人材養成支援（文部科学省）
- ・ 医療機関等への医療用マスク・ガウン等の優先配布（厚生労働省）
- ・ 新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費の公費負担（厚生労働省）
- ・ 陽性無症状患者及び軽症者の受入れ可能な施設の整備（厚生労働省、警察庁）
- ・ 遠隔健康相談事業体制強化事業（経済産業省）
- ・ 電話や情報通信機器による服薬指導等を行った患者に対して薬局が薬剤を配送するなどの費用の支援（厚生労働省）
- ・ 全国の病院の医療提供体制（患者受入体制、物資・医療機器等の保有状況等）や生活関連施設の必要物資の状況等を関係機関で効率的に把握・共有する仕組みの構築・運用（厚生労働省、内閣官房）
- ・ 医療提供の場の確保のための病院船の活用検討（内閣府、厚生労働省、国土交通省、防衛省）
- ・ 消防・自衛隊における救急活動用の車両・資器材等の整備（総務省、防衛省）

等

○オンライン診療・服薬指導について実施すべき事項

新型コロナウイルス感染症が急激に拡大している状況の中で、院内感染を含む感染防止のため、非常時の対応として、オンライン・電話による診療、オンライン・電話による服薬指導が希望する患者によっ

¹⁰ 体外式膜型人工肺（Extracorporeal Membrane Oxygenation）。

て活用されるよう直ちに制度を見直し、できる限り早期に実施する。

（１）オンライン診療・電話診療の活用

①オンライン診療・電話診療の拡充（初診対面原則の時限的緩和・診療報酬上の取扱いの見直し）

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、医療機関への受診が困難になりつつある状況下において、国民・患者が安心して医療を受けることができるよう、初診も含め、電話や情報通信機器（以下「電話等」という。）で医療機関へアクセスし、適切な対応が受けられる仕組みを整備する。具体的には、医療の提供が必要と考える国民・患者に対して、電話等によりアクセス可能な医療機関又は医療機関の窓口となる連絡先等の情報を提供する体制を整備しつつ、当該情報に基づき電話等で連絡した患者に対して、対応する医療機関の医師は電話等による適切な診療を実施し、過去に受診歴がある又は診療情報提供書、地域医療ネットワーク、健康診断の結果等により基礎疾患の情報が把握できている患者については、医師の判断で診断や処方を行う。

さらに、過去に受診歴のない者について、医療機関（患者の利便に資するよう都道府県を經由して厚生労働省が公表）の電話等による診療を行う医師は、その判断により診断や処方を実施する。この場合においては、医薬品の横流し等のリスクに対応するために、医薬品の処方に一定の制限を行うこととする。

なお、電話等による診断や処方を行うに当たっては、以下の点にも十分留意することとする。

- ・ 電話等による診療を行う場合は、医師が地域における医療機関の連携の下で実効あるフォローアップを可能とするため、必要に応じた対面診療への移行やあらかじめ承諾を得た他医療機関に紹介できることを条件とする。
- ・ 患者のなりすましの防止や虚偽の申告による処方を防止するため

に可能な限りの措置を講ずる。

さらに、電話等による診療を実施した場合に、医療機関が十分な対価を得られるようにするとともに、オンライン診療がより実施・提供されやすくなるよう、新型コロナウイルス感染症の対応下においては、オンライン診療実施医療機関における１月当たりのオンライン診療料の算定回数の割合の制限（１割以下）を見直す。

②医療関係者、国民・患者への周知徹底

上記の事項を実施する上で、電話等による診療について医療関係者及び国民・患者に対して周知を徹底する。あわせて、電話等による診療を実施する医療機関の一覧をホームページ等で公表し、逐次更新する。

（２）オンライン服薬指導・電話服薬指導の活用

①オンライン服薬指導・電話服薬指導の拡充（時限的対応）

新型コロナウイルス感染症の対応下において、患者・服薬情報に基づき薬剤師が適切と判断した場合には、薬剤の適正使用を確保するとともに、不正入手防止策を講じた上で、当該患者が電話等による診療を受診した場合のみならず、対面診療を受診した場合においても電話等による服薬指導を可能とする。

②電話等による受診勧奨時の一般医薬品の提供

新型コロナウイルス感染症の対応下、上記（１）①における医師が電話等により患者に対して一般用医薬品を用いた自宅療養等の助言等を実施した場合には、薬局等は当該患者の求めに応じ、一般用医薬品を患者宅に提供する。

③薬局、医療関係者及び国民・患者への周知徹底等

上記の事項を実施する上で、電話等による服薬指導及び薬剤の配送についてその実施方法等を具体化・明確化しつつ、全ての薬局が

対応することを含め、薬局、医療関係者及び国民・患者に対して周知を徹底する。

（３）対応期間内の検証

上記（１）及び（２）はいずれも新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、医療機関への受診が困難になりつつある状況下にあることに鑑みて時限的な対応とするものであることから、感染が収束するまでの間とし、原則として３か月ごとに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や、（１）及び（２）の実用性と実効性確保の観点、医療安全等の観点から改善のために検証を行うこととする。その際、都道府県単位の協議会が実績や地域との連携状況についての評価を行うこととする。

４．治療薬・ワクチンの開発加速

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を根本的に解決するため、最優先の課題である有効な治療薬やワクチンの開発・普及を世界の英知を結集して一気に加速するとともに、有効性と安全性が確認された治療薬・ワクチンの早期活用を図る。

具体的に、アビガン¹¹については、海外と協力しながら臨床研究を拡大するとともに薬の増産を開始し、令和２年度内に２００万人分の備蓄を確保することを目指す。また、フサン¹²については、観察研究等として、事前に同意を得た患者への投与を進める。さらに、大学や民間企業における治療薬やワクチンの開発・供給に向けた動きを力強く後押しし、特に、CEPI¹³、Gavi¹⁴への拠出を通じて世界に貢献

¹¹ 新型インフルエンザの治療薬として承認を受け、ウイルスの増殖を防ぐ効果があるが、副作用として胎児に対する催奇形性などが確認されており、新型コロナウイルス感染症に対しては新型インフルエンザの場合よりも増量して投与することが検討されていることを踏まえ、こうした効果や副作用、使用上の注意事項について十分な周知が必要。

¹² 肺炎の治療薬として承認を受け、ウイルスの増殖を防ぐことが期待されている薬。

¹³ 感染症流行対策イノベーション連合 (Coalition for Epidemic Preparedness Innovations)。

¹⁴ Gavi ワクチンアライアンス (Gavi, the Vaccine Alliance)。

する。また、薬事承認がされた有効なワクチンについては、国内企業の開発を後押しする観点も踏まえ、国家備蓄分として購入するなどの措置を速やかに検討する。

- ・ アビガン生産のための設備整備事業（経済産業省）
- ・ フサン等の既存治療薬の治療効果及び安全性等の検討（厚生労働省）
- ・ 日本医療研究開発機構（AMED）への出資・補助による治療薬・ワクチンの開発の加速（内閣府、文部科学省、厚生労働省）
- ・ ワクチン開発に向けたCEPIへの拠出（厚生労働省）
- ・ 途上国支援に向けたGaviへの拠出（外務省、厚生労働省）
- ・ 治療薬・ワクチンの開発に資するデータ連携基盤の構築（内閣府）
等

5. 帰国者等の受入れ体制の強化

国内の感染拡大を防止するため、海外に在留する邦人も含め、機動的な水際対策を躊躇なく講ずる。入国拒否対象地域から帰国した邦人に対して、空港におけるPCR検査を確実に実施するなど検疫・検査体制を強化する。隔離が必要な帰国者等の受入れ体制について、公共交通機関に代わる移動手段の確保を含め、関係省庁の連携により、十分に確保する。

- ・ 全国の検疫所におけるPCR検査機器の配備等による検疫・検査体制の強化（厚生労働省）【再掲】
- ・ 緊急事態発生時における海外在留邦人保護等のための即応体制強化（外務省）
- ・ 国立青少年教育振興機構の受入れ環境を確保する取組への支援（文部科学省）
- ・ 隔離が必要な帰国者等の受入れ可能な施設の整備（防衛省）

等

6. 情報発信の充実

真に国民目線に立った正確かつ分かりやすい情報発信を迅速に行う。広報担当官の設置に加え、関係省庁ごとに発信している情報の政府全体での集約や、ウェブ上におけるワンストップ・プラットフォームの作成等にとどまらず、国民の知りたい情報を包括的に分かりやすく伝える観点からの効果的な広報を徹底する。治療薬やワクチンの開発状況に関して、分かりやすい情報発信に努める。感染者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことを呼び掛ける啓発を進める。あわせて、1年後に延期となった東京オリンピック・パラリンピック競技大会も見据え、日本に対する信頼を高めるための国際広報を充実させる。

- ・ ポータルサイト開設による広報の強化（内閣官房）
- ・ ソーシャルメディア等を通じた我が国の対応についての国外向け情報発信の強化（外務省）
- ・ 国民の不安や疑問に対応するためのコールセンターの設置（厚生労働省）
- ・ 地方公共団体から住民への新型コロナウイルス感染症等に関する情報伝達手段の整備（総務省）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援（厚生労働省）
- ・ 外国人の適切な医療機関受診方法等の周知（厚生労働省）

等

7. 感染国等への緊急支援に対する拠出等の国際協力

新型コロナウイルス感染症の更なる拡大と、その延長線で懸念される我が国への流入を阻止するため、現地で活動する国際機関とも連携

し、感染拡大の可能性が高い国の医療体制や公衆衛生の向上を支援する。特に、保健システムが脆弱な発展途上国に対して、医療・保健分野における無償資金協力や医薬品・物資支援、技術協力、国際連合児童基金（UNICEF）・国際連合開発計画（UNDP）・国際通貨基金（IMF）・世界銀行グループ（WBG）・アジア開発銀行（ADB）等の国際機関を通じた国際協力の一層の拡大を図る。

- ・ 無償資金協力、UNICEF、UNDP等を通じた途上国への医療関連機材や感染防護資機材の供与（外務省）
- ・ 保健分野等の専門家の派遣等による技術協力（外務省）
- ・ 国際原子力機関（IAEA）を通じた新型コロナウイルス感染症の早期診断・検査能力の構築支援（外務省）

等

8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備

感染拡大防止のための学校の臨時休業等により影響を受ける子育て世帯に対して、子供の居場所・学習機会・心のケア等の確保や修学旅行の中止・延期に伴う追加的費用の支援、子供の世話をする保護者の有給での休暇取得支援を図る。

- ・ 放課後児童クラブ及びファミリー・サポート・センター事業における学校の臨時休業等に伴う対応に対する財政支援（厚生労働省、内閣府）
- ・ 学習指導員の追加配置（文部科学省）
- ・ 学校の一斉臨時休業の要請に伴う修学旅行の中止や延期に係る追加的費用への支援（文部科学省）
- ・ 子供たちの自然体験・文化芸術体験・運動機会の創出（文部科学省）
- ・ 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援

金（厚生労働省）

- ・ 小学校の臨時休業等に伴う企業主導型ベビーシッター利用者支援事業（内閣府）
- ・ 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等事業（厚生労働省）

等

Ⅱ．雇用の維持と事業の継続

新型コロナウイルス感染症による経済活動の急速な縮小に伴い、中小・小規模事業者やフリーランスを含む個人事業主を取り巻く環境は極めて厳しく、事業の継続や雇用の維持が危ぶまれている。この危機をしのぎ、次の段階である経済の力強い回復への基盤を築くため、困窮している事業者や生活者への新たな給付金制度の創設をはじめ、財政・金融・税制といったあらゆる政策手段を総動員し、雇用と事業、そして国民の生活、文化芸術の灯を守り抜く。

1．雇用の維持

国民生活にとって最も重要な雇用の維持に、引き続き全力を挙げて取り組む。このため、雇用調整助成金について、緊急対応期間（令和2年4月1日から6月30日まで）において、助成率を、中小企業は5分の4、大企業は3分の2に引き上げ、さらに解雇等を行わない場合には、中小企業は10分の9、大企業は4分の3とするとともに、雇用保険被保険者でない非正規雇用労働者も対象とするなどの拡充を行う。あわせて、制度を利用する事業者の利便のため、残業相殺の停止、支給迅速化のための事務処理体制の強化、手続の簡素化を行う¹⁵。

¹⁵ このほか、生産指標の支給要件について、対前年同月比10%以上低下から5%以上低下に

内定が取り消された学生等の早期就職支援のため、新卒応援ハローワークに新卒者等を対象とした特別相談窓口を設置するとともに、非正規雇用労働者や外国人労働者等向けにハローワークにおける相談支援体制を強化する。

- ・ 雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大（厚生労働省）
- ・ 新卒応援ハローワークにおける内定取消者に対する特別相談窓口の設置（厚生労働省）
- ・ ハローワークにおける外国人労働者、事業主、非正規雇用労働者、就職支援又は住居・生活支援を必要とする求職者等に対する相談支援体制等の強化（厚生労働省）
- ・ 雇用保険を受給できない求職者を対象とする求職者支援訓練の拡充（対象者数の拡充等）（厚生労働省）
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大により困難を抱える外国人材の受入れ支援体制強化（法務省）

等

2. 資金繰り対策

事業の継続を強力に支援すべく、中小・小規模事業者や中堅企業・大企業の資金繰り対策に万全を期す。個人事業主や売上が急減した中小・小規模事業者、生活衛生関係営業者に対する、利子補給を組み合わせた実質無利子・無担保の融資について、十分な規模の融資枠を確保するとともに、手続きの迅速化に努める。また、更なる事業者の金利負担及び返済負担の軽減を図るため、日本政策金融公庫等の既往債務について、実質無利子・無担保融資への借換を可能とする。

あわせて、融資窓口を拡充する観点から、地方公共団体の制度融資

要件緩和、支給限度日数について、通常の1年100日、3年150日には緊急対応期間の支給は算入しない、といった特例拡大を実施。あわせて、教育訓練が必要な被保険者について、加算額を引き上げる措置を実施する。

を活用し、民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資を受けることができる制度を創設するとともに、このためのセーフティネット保証・危機関連保証の保証料の減免を行いつつ、十分な規模の保証枠を確保する。民間金融機関の信用保証付の既往債務についても、同制度への借換を可能とする。同時に、医療・福祉事業者、農林漁業者、外食事業者、食品流通事業者の資金繰り支援に万全の措置を講ずる。

さらに、中堅・大企業向けに日本政策投資銀行（ＤＢＪ）及び商工組合中央金庫の危機対応融資等を活用し、資金繰り支援を行う。また、航空会社に対する着陸料等の支払い猶予を実施するとともに、ＤＢＪの危機対応融資等の機能を活用する。

民間金融機関による迅速かつ柔軟な既往債務の条件変更や新規融資の実施等を要請し、検査・監督の最重点事項として取組状況を報告徴求で確認し、更なる取組を促す。また、返済猶予等の条件変更を行った際の債権の区分など、個別の資産査定における民間金融機関の判断を尊重し、金融検査においてその適切性を否定しないものとする。

日本銀行においては、企業金融の円滑確保に万全を期す等の観点から、新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペの導入やＣＰ・社債等の買入れの増額（追加買入枠２兆円）を含む金融緩和を強化する措置を実施している。

- ・ 日本政策金融公庫等による特別貸付及び危機対応業務による資金繰り支援（中小・小規模事業者への実質無利子化含む）の継続（財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、内閣府）
- ・ 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の実質無利子化（経済産業省）
- ・ 日本政策金融公庫等や保証付き民間融資の既往債務の借換（財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、内閣府）
- ・ 保証料減免を含む信用保証の強化・拡充（経済産業省）
- ・ 民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資を受けることができる制度の創設（経済産業省、金融庁）

- ・ 小規模企業共済の契約者に対する、掛金納付額の範囲内での無利子融資の実施（経済産業省）
- ・ 医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充（厚生労働省、内閣府）
- ・ 農林漁業者向け融資の実質無利子・無担保化等の資金繰り支援の拡充（農林水産省、内閣府）
- ・ 中堅外食事業者資金融通円滑化対策（農林水産省）
- ・ 中小食品流通事業者の信用力強化（債務保証事業）（農林水産省）
- ・ 航空会社に対する着陸料等の支払い猶予や危機対応融資等（国土交通省、財務省）
- ・ 民間金融機関への要請¹⁶に際し、事業者の貸出し後の返済能力の変化を適時適切に捉えた対応の徹底（金融庁、農林水産省）
- ・ 民間金融機関による政府系金融機関との連携の強化（金融庁、農林水産省）
- ・ 金融機関との取引に関する金融庁相談ダイヤルの提供（金融庁）
- ・ 資金繰り支援対策の周知広報の徹底（金融庁、財務省、農林水産省、経済産業省）
- ・ 信用情報に関する柔軟な取扱いの要請（金融庁）
- ・ 有価証券報告書等の提出期限に係る柔軟な取扱い（金融庁）
- ・ 企業決算・監査等への対応に係る関係団体による連絡協議会の設置（金融庁）

等

3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援

特に厳しい状況にある幅広い業種・事業形態の中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、万全のセーフティネットを構築すべく、事業の継続を支え、事業全般に広く使える、再起の糧とするための新たな給付金制度を創設する。具体的には、「持

¹⁶「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について（麻生財務大臣兼金融担当大臣談話）」（令和2年3月6日）。

続化給付金（仮称）」として、事業収入が前年同月比 50%以上減少した事業者について、中堅・中小企業は上限 200 万円、個人事業主は上限 100 万円の範囲内で、前年度の事業収入からの減少額を給付する。その際、苦境にある事業者等に対して、確実に制度の概要が伝わるよう事前の周知に注力するとともに、文化芸術をはじめとする幅広い業態の特殊性も踏まえ、申請者の事務負担を考慮して、電子申請を原則とするなど、可能な限り簡便な手続とし、申請から給付までの期間を極力短くする。

さらに、中小・小規模事業者が生産性向上に取り組んでいけるよう、総合経済対策において創設された中小企業生産性革命推進事業について、特別枠を設定（補助率の引上げ等）するとともに、相談体制の強化等を図るほか、地域の雇用や技術・ノウハウといった経営資源の引継ぎや事業再編を後押しする。また、中小・小規模事業者に経営環境悪化のしわ寄せが及ばないように、取引適正化等を促進する体制を整備する。

- ・ 中小・小規模事業者等に対する新たな給付金（持続化給付金（仮称））（経済産業省）
- ・ 中小企業生産性革命推進事業の特別枠創設（経済産業省）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業（経済産業省）
- ・ 地域企業再起支援事業（経済産業省）
- ・ 国内外の中堅・中小企業等へのハンズオン支援（経済産業省）
- ・ 経営資源引継ぎ・事業再編支援事業（経済産業省）
- ・ 経営環境悪化のしわ寄せ防止に向けた取引適正化等を促進する体制整備（経済産業省、内閣府）
- ・ 収入が減少した事業者の社会保険料の納付猶予（税制措置（後述）と同様の対応）（厚生労働省）
- ・ 賃貸用ビルの所有者等に対する、飲食店等のテナント賃料の支払

い猶予など柔軟な措置の検討要請¹⁷の周知（国土交通省）

- ・ 旅客自動車運送事業者の事業継続に資する道路運送法等の柔軟な運用（国土交通省）

等

4. 生活に困っている世帯や個人への支援

感染症の影響を受け収入が減少し、事態収束も見通せずに日々の生活に困窮している方々に対し、迅速に、手厚い、思い切った支援の手を差し伸べる観点から、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対して、生活維持のために必要な資金を迅速に交付する新しい給付金制度を創設する。具体的には、世帯主の月間収入（本年2月～6月の任意の月）が、①新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し、かつ年間ベースに引き直すと個人住民税均等割非課税水準となる低所得世帯や、②新型コロナウイルス感染症発生前に比べて大幅に減少（半減以上）し、かつ年間ベースに引き直すと個人住民税均等割非課税水準の2倍以下となる世帯等を対象として、1世帯当たり30万円の給付を行う。給付に当たり、収入状況を証する書類等を付して市町村に申請を行うこととなるが、市町村の事務負担を考慮するとともに、文化芸術をはじめとする業態の特殊性も含め、申請者の事務負担を考慮して、可能な限り簡便な手続とする。あわせて、オンライン申請受付等のシステム整備を行う。その際、マイナンバーカードの活用等、迅速な給付システムについて検討を行う。また、子育て世帯に関しては、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。これらの給付金について、所得税及び個人住民税を非課税とする措置等を講ずる。

感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民

¹⁷「新型コロナウイルス感染症にかかる対応について（依頼）」（令和2年3月31日国土交通省）。

健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。

また、収入の減少により生活に困窮されている方に対する緊急小口資金等の特例を継続的に実施する観点から必要な予算を確保する¹⁸。

- ・ 生活に困っている世帯に対する新たな給付金（生活支援臨時給付金（仮称））（総務省）
- ・ 子育て世帯への臨時特別給付金（内閣府）
- ・ 国民健康保険料、介護保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援（厚生労働省）
- ・ 収入が下がった方に対する国民年金保険料の免除（厚生労働省）
- ・ 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の継続（厚生労働省）
- ・ 住居確保給付金の支給対象見直しによる支援の拡充（厚生労働省）
- ・ 奨学金や授業料の減免を通じた支援（文部科学省）
- ・ 未払賃金立替払の迅速・確実な実施（厚生労働省）
- ・ セーフティネット住宅の家賃低廉化など住まいの確保支援（国土交通省）
- ・ 自殺リスクの高まりに対応するためのSNS相談事業等の拡充（厚生労働省）
- ・ 配偶者暴力の深刻化に対応するための相談体制の拡充（内閣府）
- ・ 法的トラブル解決に向けた法テラスによる支援の充実（法務省）
- ・ 消費生活センター等における相談体制の強化（消費者庁）

等

5. 税制措置

新型コロナウイルス感染症の我が国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影

¹⁸ まず、緊急小口資金で最大20万円を貸し付け、なお、収入の減少が続く場合等には、さらに総合支援資金で、二人以上世帯の場合は最大20万円を3ヶ月間貸し付けることで対応（合計80万円）するとともに、償還時に所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除できることとする。

響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずる。

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、収入に相当の減少があった事業者の国税・地方税及び社会保険料について、無担保かつ延滞税なしで1年間、納付を猶予する特例を設ける。また、資本金1億円超10億円以下の企業に生じた欠損金について、欠損金の繰戻しによる法人税等の還付制度の適用を可能とする。

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を2分の1又はゼロとする。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長を行う。これらの措置による減収額については、全額国費で補填する。

政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額を寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とする。

現行法令に基づく期限の延長や納付の猶予等も含め、納税緩和措置等が早期に活用されるよう、引き続き、国民からの問合せや相談を待つだけでなく周知広報を積極的に行うとともに、申請や審査の手続を極力簡素化した上、申請者の置かれた事情に配慮して迅速かつ柔軟な対応を行う。

- ・ 納税の猶予制度の特例（財務省、総務省、厚生労働省）
- ・ 欠損金の繰戻しによる還付の特例（財務省）
- ・ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置（経済産業省）

- ・ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長（経済産業省）
- ・ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制（経済産業省、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）
- ・ 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用（文部科学省）
- ・ 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長（経済産業省）
- ・ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化（国土交通省）
- ・ 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化（国土交通省）
- ・ 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例（財務省）
- ・ 特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税（財務省）

Ⅲ. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

新型コロナウイルス感染症の拡大が収束し、国民の不安が払拭された後は、反転攻勢のフェーズとして、今回の事態により甚大な影響を受けた分野に重点的にターゲットを置き、国民広くに裨益する、短期集中の思い切った支援策を講ずる。官民を挙げた大規模なキャンペーンを展開することを通じて、国内の人の流れと街の賑わいを作り出すとともに、消費需要を大胆に喚起し、日本経済を再び確かな成長軌道へ一気呵成に回復させていく。同時に、インバウンド復活への取組や農林水産業への経営支援等も通じ、地域経済の再活性化の機運を盛り上げる。

1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援

今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、売上等に甚大な打撃を被った観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業を対象に、G o T oキャンペーン（仮称）として、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後の一定期間に限定して、官民一体型の消費喚起キャンペーンを実施する。具体的には、キャンペーン期間中の旅行商品を購入した消費者や飲食店を予約・来店した消費者、飲食店で使える食事券を購入した消費者、イベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、割引・ポイント・クーポン券等を付与する。その際、キャンペーン全体で統一的な事務局を設置の上、全国津々浦々から本事業に参加する事業者を募集する。また、全国の商店街等において賑わいを回復するためのイベント開催等のキャンペーン実施を支援する。この際、民間企業や自治体、商店街等と連携し、官民一体でわかりやすく周知するための広報を実施する。

- ・ G o T oキャンペーン事業（仮称）（内閣官房、経済産業省、国土交通省、農林水産省）
- ・ 観光需要喚起に向けた国を挙げた運動の展開（国土交通省）

2. 地域経済の活性化

感染症拡大の防止、地域経済・住民生活の支援に加えて、感染症の拡大収束後においても、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」を創設する。地域産業の中核である農林水産業については、新型コロナウイルス感染症の影響により直面している急激な人手不足に対応するため、即戦力人材等の確保や人材育成のための機械・設備の導入等を支援するとともに、農林水産業の経

営不安に対処する支援策を講ずる。

また、人々の心を癒し、明日への希望を与え、社会の基盤をなす文化芸術と、心身の健康につながり、夢と感動、勇気を与えるスポーツは、いずれも豊かで潤いのある生活に極めて重要な存在である。各地で中止・延期等を余儀なくされた文化芸術・スポーツ活動に対する関心と熱意を盛り上げるべく、事業継続や生活維持に係る支援のほか、新型コロナウイルス感染症対策を含め活動再開に向けた十分な支援を行い、各地域で多種多様な文化芸術、スポーツ体験の機会の創出を通じて、地域の活気を取り戻す。

新型コロナウイルス感染症の影響により急減したインバウンド需要の復活に向け、受入環境整備を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症対策を含む地域に関する正確な情報発信やマーケティング、地域ごとの魅力あるコンテンツへの磨き上げ、海外向けの大規模プロモーション等に官民を挙げて取り組む。

さらに、１年後に延期となった東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンへの支援策を講ずるとともに、国立公園等の自然の魅力を活かした誘客・ワーケーション¹⁹の推進と当該地域の雇用の維持・確保等により、多方面から地域の再活性化を強力に支援する。

これら地域経済の活性化等²⁰に向けて、ＤＢＪの投資機能を強化し、民間投資について、地域金融機関等と一体となって中長期にわたる支援を行うとともに、地域経済活性化支援機構（ＲＥＶＩＣ）等において地域の中堅・中小企業の経営基盤等を支援する。

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」の創設（内閣府）【再掲】
- ・ 農業及び水産業における労働力確保緊急支援事業（農林水産省）

¹⁹ ワーケーションとは、「ワーク」と「バケーション」を合わせた造語。観光地といった通常の職場以外でテレワーク等で働きながら休暇も楽しむもの。

²⁰ IV. 強靱な経済構造の構築に資する取組を含む。

- ・ 労働力不足の解消に向けたスマート農業の導入・実証（農林水産省）
- ・ 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（農林水産省）
- ・ 肉用子牛流通円滑化緊急対策事業（農林水産省）
- ・ 漁業収入安定対策事業（農林水産省）
- ・ 野菜価格安定対策事業（農林水産省）
- ・ 文化芸術・スポーツ施設への感染症防止対策等支援（文部科学省）
- ・ スポーツイベント再開に向けた感染症防止対策・広報等支援（文部科学省）
- ・ 生徒やアマチュアを含む地域の文化芸術関係団体・芸術家によるアートキャラバン（文部科学省）
- ・ 子供たちの自然体験・文化芸術体験・運動機会の創出（文部科学省）【再掲】
- ・ 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用（文部科学省）【再掲】
- ・ 観光施設等における感染症対策の推進や公共交通機関を含む外国人旅行客の受入環境の整備（国土交通省）
- ・ 誘客多角化に向けた地域の観光資源等の魅力的な滞在コンテンツへの磨き上げ（国土交通省）
- ・ 日本政府観光局（J N T O）を通じた訪日外国人旅行客の需要回復のための大規模プロモーション（国土交通省）
- ・ 飲食店等における高機能換気設備等の導入支援（環境省）
- ・ 放送コンテンツを活用した海外への情報発信事業（総務省）
- ・ クラウドファンディング等を活用した中小企業の地域製品の販路開拓支援（J A P A Nブランド育成支援等事業）（経済産業省）
- ・ 地域経済の見える化システム開発による地域再活性化支援事業（内閣府）
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期を踏まえたホストタウン支援（内閣官房）
- ・ 国立公園等への誘客・ワーケーションの推進（環境省）

- ・ 特定有人国境離島地域等における滞在型観光の促進等（内閣府、国土交通省）
- ・ 沖縄振興特定事業推進費（内閣府）
- ・ ＤＢＪの投資機能を活用する「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド（仮称）」の創設（財務省）

等

Ⅳ．強靱な経済構造の構築

世界経済が甚大な影響を受けている中であっても、保護主義に陥ることなく、ＴＰＰ11、日ＥＵ・ＥＰＡ及び日米貿易協定等を通じ、自由貿易を推進し、国内産業の高付加価値化を進めることが重要である。感染症の拡大の影響により寸断し、ダメージを受けたサプライチェーンについて、経済安全保障の観点から、生産拠点を国内回帰や多元化を強力に支援するとともに、事態収束後に再び継続的に外需の取込みを図るべく、海外展開企業の事業の円滑化や農林水産物・食品の輸出力の維持・強化に取り組む。また、今回の事態の中で進んだ、あるいはニーズが顕在化したテレワークや遠隔教育、遠隔診療・服薬指導等リモート化の取組を加速し、我が国のデジタル・トランスフォーメーションを一気に進めるとともに、脱炭素社会への移行も推進する。こうした取組を通じて、将来の感染症に対して強靱な経済構造を構築し、中長期的に持続的な成長軌道を実確なものとするとともに、公共投資の早期執行により景気の下支えにも万全を期す。

１．サプライチェーン改革

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、マスク等の衛生用品も含めた我が国のサプライチェーンの脆弱性が顕在化したことを踏まえ、複数年にわたる取組により、国内回帰や多元化を通じた強固

なサプライチェーンの構築を支援する。具体的には、一国依存度が高い製品・部素材について生産拠点の国内回帰等を補助する（中小企業への補助率3分の2、大企業は2分の1等）とともに、マスクやアルコール消毒液、防護服、人工呼吸器、人工肺等国民が健康な生活を営む上で重要な製品等の国内への生産拠点等整備の補助率を引き上げる（中小企業への補助率4分の3、大企業は3分の2）。また、海外依存度が高い医薬品原薬等の国内製造拠点の整備も支援する（補助率2分の1）。さらに、我が国に供給する製品・部素材で、一国依存度が高いものについて、ASEAN諸国等への生産設備の多元化を支援する（中小企業への補助率3分の2、大企業は2分の1等）。

加えて、一国依存度が高い部素材の代替や使用量低減、データ連携等を通じた迅速・柔軟なサプライチェーンの組替え等、サプライチェーン強靱化に資する技術開発を行うとともに、レアメタルの確保・備蓄を進める。

- ・ サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）
- ・ 医薬品原薬等の国内製造拠点の整備のための製造設備の支援（厚生労働省）
- ・ 海外サプライチェーン多元化等支援事業（経済産業省）
- ・ サプライチェーン強靱化に資する技術開発・実証（経済産業省）
- ・ 東アジア経済統合研究協力（サプライチェーン強靱化・リスク管理等）（経済産業省）
- ・ 生産拠点の国内回帰等を踏まえた企業のRE100²¹等に資する自家消費型太陽光発電設備等の導入による脱炭素社会への転換支援（環境省）
- ・ 希少金属（レアメタル）備蓄対策事業（経済産業省）
- ・ 中小・小規模事業者への感染症対策を含むBCP（事業継続計画）

²¹ 再生可能エネルギー100%。企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアチブ。

2. 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援

新型コロナウイルス感染症の影響により海外への渡航が制限されるなど、中小企業等の海外展開に支障が生じていることから、日本貿易振興機構（JETRO）による海外展開企業からの相談体制の拡充、越境ECに対する支援により中小企業の海外展開・販路開拓をきめ細かく支援するとともに、国内コンテンツの海外展開も支援する。

農林水産物・食品については、感染症の影響により毀損した輸出商流の維持・確保、海外ニーズの変化や仕向け先転換等に対応するための施設整備等を進めるとともに、海外向け商談・プロモーションを支援する。また、今回顕在化した安定的な輸入への不安や新たな需要に対応するため、産地と実需者の連携による安定供給に向けた施設整備等を支援するとともに、需要が急減した花きの公共施設等における活用拡大の取組を支援する。さらに、インバウンド急減等により在庫の滞留や価格下落等が生じている食肉・果物・林水産物等について、今後の海外展開やインバウンド対応を見据え、生産・供給体制を維持するための一時的な保管や販売促進等の取組を支援する。

外国為替資金特別会計（以下「外為特会」という。）を活用した国際協力銀行（JBIC）の融資（総合経済対策において創設された「成長投資ファシリティ」を拡充）と、国際協力機構（JICA）の緊急円借款等により、アジア等への日本企業の海外事業を支援し、現地経済活動の維持に貢献する。

- ・ 国内外の中堅・中小企業等へのハンズオン支援（経済産業省）【再掲】
- ・ 非対面・遠隔の海外展開支援サービス充実（越境EC促進等）（経

済産業省)

- ・ J A P A N ブランド育成支援等事業（経済産業省）【再掲】
- ・ コンテンツグローバル需要創出促進事業（経済産業省）
- ・ 輸出力の維持・強化に向けたプロモーション・施設整備等への重点支援（農林水産省）
- ・ 国産農畜産物供給力強靱化対策（農林水産省）
- ・ 国内外の新たな需要に対応した次期作の取組支援（農林水産省）
- ・ 公共施設等における花きの活用拡大支援（農林水産省）
- ・ 和牛肉保管在庫支援緊急対策（農林水産省）
- ・ 輸出原木保管等緊急支援事業（農林水産省）
- ・ 特定水産物供給平準化事業（農林水産省）
- ・ 国産農林水産物等販売促進緊急対策事業（農林水産省）
- ・ 酒類の海外展開推進、国内消費回復・拡大支援事業（財務省）
- ・ J B I C の「新型コロナ危機対応緊急ウィンドウ（仮称）」の創設（外為特会を活用）（財務省）
- ・ J I C A の「新型コロナ危機対応緊急支援円借款（仮称）」の創設（財務省、外務省）
- ・ 水・衛生分野を中心とした国際機関との連携等を通じた日本企業海外展開支援（外務省）

等

3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、企業におけるテレワークの取組が促されるとともに、今回のような事態にも対応可能な遠隔教育など I C T 等を活用したリモート・サービスへのニーズの高さが改めて浮き彫りとなった。Society 5.0 の実現を加速していくためにも、まさに、今回の危機をチャンスに転換し、政府としてワイズ・スペンディングの考え方の下、デジタル・ニューディールを重点的に

進め、社会変革を一気に加速する契機としなければならない。

このため、中小企業によるテレワーク通信機器の導入等の支援を拡充（上限額を倍増）するとともに、中小企業等のサイバーセキュリティ対策や、企業や地方公共団体によるテレワーク導入を促進するための相談体制を強化する。あわせて、国家公務員のテレワーク環境整備も進める。

遠隔教育に関しては、総合経済対策で掲げられた目標である、令和5年度までの児童生徒1人1台端末の整備スケジュールの加速、学校現場へのICT技術者の配置の支援、在宅・オンライン学習に必要な通信環境の整備を図るとともに、在宅でのPC等を用いた問題演習による学習・評価が可能なプラットフォームの実現を目指す。また、EdTechの学校への導入や在宅教育を促進するオンライン・コンテンツの開発を進める。学校等の授業をオンラインで行う場合、教材として使用する著作物について個々に許諾を得ることなく使用できるようにするための授業目的公衆送信補償金制度について、教育現場の負担に十分に配慮した形で、本年4月中からの暫定的な運用開始を目指す。また、新型コロナウイルスの感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、特例的な措置として、児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずる（下記「○遠隔教育について実施すべき事項」）。

また、チャット等を活用した遠隔での医師等による健康相談を可能にする環境整備を進める。

あわせて、マイナンバーカードを通じた行政サービスの提供を推進する観点から、マイナンバー・マイナンバーカードの更なる活用も見据えた検討も含め、行政サービスや中小企業のデジタル化を推進するとともに²²、障害福祉分野や建設・海事分野等のICT化を進める。

・ 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）の拡充（厚生労働

²² 「株主総会運営に係るQ&A」（令和2年4月2日経済産業省・法務省）において、オンラインでの株主総会の開催が可能である旨の見解が示されている。

省)

- ・ テレワークマネージャーによる相談体制の拡充（総務省）
- ・ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制（経済産業省、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）【再掲】
- ・ G I G Aスクール構想の加速（文部科学省）
- ・ 大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保（文部科学省）
- ・ E d T e c h 導入実証を含む遠隔教育・在宅教育普及促進事業（経済産業省）
- ・ 授業目的公衆送信補償金制度の早期施行（文部科学省）
- ・ 遠隔健康相談事業体制強化事業（経済産業省）【再掲】
- ・ 在宅学習・在宅勤務・オンライン診療等を後押しする光ファイバ整備の推進（総務省）
- ・ マイナンバーカードを活用した住民票の写し等各種証明書のコンビニ交付の促進（総務省）
- ・ J グランツ（オンライン補助金申請システム）の機能拡充等（経済産業省）
- ・ 中小企業デジタル化応援隊事業（経済産業省）
- ・ 労働力不足の解消に向けたスマート農業の導入・実証（農林水産省）【再掲】
- ・ インフラ・物流分野等におけるデジタル・トランスフォーメーション（令和5年度までに小規模を除く全ての公共事業についてB I M／C I M²³活用へ転換等）を通じた抜本的な生産性の向上（国土交通省）

等

○遠隔教育について実施すべき事項

²³ B I M (Building Information Modeling) ／C I M (Construction Information Modeling) は、測量・調査、設計段階から3次元モデルを導入することにより、その後の施工、維持管理・更新の各段階においても3次元モデルを連携・発展させて事業全体にわたる関係者間の情報共有を容易にし、一連の建設生産・管理システムの効率化・高度化を図るもの。

新型コロナウイルスの感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、特例的な措置として、以下のような柔軟な運用も含め、家庭での学習支援等による児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずる。

(1) ICT環境の早急な整備

小中学校の児童生徒1人に1台のPC等端末を整備する補正予算の執行に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、登校できない児童生徒が自宅等において端末を利用してオンラインでの授業が受けられるよう、具体的な整備の方法・手順について、文部科学省を中心に関係省庁で協議し、可能な限り早期に端末が手元に届き通信環境も含め利用できるようにする。その際、自宅にアクセス可能なPC、タブレット等があるかなどを考慮して、必要な者に対して優先的に行き渡るよう配慮する必要がある。

(2) 遠隔授業における要件の見直し

現在、遠隔授業は「合同授業型」「教師支援型」「教科・科目充実型」の3つに分類されているが、いずれも受信側に教師がいることが必須要件である。児童生徒が自宅からICTで行う学びについては、受け手側に教師が不在となるが、この場合であっても正式な授業に参加しているものとして認められるようにする。

また、上記遠隔授業においては、「同時双方向」であることが必須要件とされている。児童生徒が時間や場所の制限を受けずに学び続けられる環境を整えるため、授業の内容に応じ「同時双方向」以外のオンライン上の教育コンテンツを使用した場合についても正式な授業に参加しているものとして認められるようにする。

(3) 遠隔授業における単位取得数の制限緩和

高校の場合は、「高等学校が、対面により行う授業と同等の教育

効果を有すると認めるとき」に遠隔授業が可能とされているが、その単位数には上限（36 単位）が設定されている。大学も同様に、単位数が 124 単位中 60 単位までとの制限がある。これらの遠隔授業における単位取得数の算定について、柔軟な対応を行うようにする。

（４）オンラインカリキュラムの整備

オンライン上の教育コンテンツは（ＮＨＫや YouTube、各種教育機関等のホームページ等において）拡充しつつあり、文部科学省もホームページ等で紹介している（※）。児童生徒や学生が自宅等で学習を進められるように、オンラインカリキュラムの充実を図る。

（※）臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト（子供の学び応援サイト）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

（５）オンラインでの学びに対する著作権要件の整理

デジタルの資料配布を原則許諾不要・補償金とする著作権法の一部を改正する法律は公布日（平成 30 年 5 月 25 日）から 3 年以内に施行されるとなっているところ、これを即時に施行するとともに、令和 3 年度からの本格実施に向けて補償金負担の軽減のための必要な支援について検討する。

4. 公共投資の早期執行等

生産性向上や復旧・復興、防災・減災、インフラ老朽化対策などの国土強靱化等に資する公共投資を機動的に推進する。令和元年度補正予算や臨時・特別の措置も含めた令和 2 年度当初予算等については、上半期の契約率目標を定めて早期執行を図ることにより、景気の下支えに万全を期す。

V. 今後への備え

感染症の状況や経済動向を踏まえ、必要な対策を躊躇なく講じていくための十二分の備えを整えるため、これまでを上回る規模の「新型コロナウイルス感染症対策予備費（仮称）」を創設する。

緊急経済対策の規模

	(財政支出)	(事業規模)
I. 総合経済対策	9. 8兆円 程度	19. 8兆円 程度
II. 緊急対応策第1弾・第2弾	0. 5兆円 程度	2. 1兆円 程度
III. 新たな追加分	29. 2兆円 程度	86. 4兆円 程度
合計	39. 5兆円 程度	108. 2兆円 程度

(注1) I. は「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年12月5日閣議決定)のうち今後効果が発現すると見込まれるものをいう。

(注2) II. は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第1弾(令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)及び第2弾(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に係るものをいう。

（参考 1） 5 つの柱毎の内訳

	（財政支出）	（事業規模）
I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	2. 5 兆円 程度	2. 5 兆円 程度
II. 雇用の維持と事業の継続	2 2. 0 兆円 程度	8 0. 0 兆円 程度
III. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	3. 3 兆円 程度	8. 5 兆円 程度
IV. 強靱な経済構造の構築	1 0. 2 兆円 程度	1 5. 7 兆円 程度
V. 今後への備え	1. 5 兆円 程度	1. 5 兆円 程度
合計	3 9. 5 兆円 程度	1 0 8. 2 兆円 程度

(参考2) 財政支出の内訳

	(財政支出)	〔 うち 国・地方の歳出 〕	〔 うち 財政投融资 〕
I. 感染拡大防止策 と医療提供体制 の整備及び治療 薬の開発	2. 5兆円 程度	2. 5兆円 程度	—
II. 雇用の維持と事 業の継続	22. 0兆円 程度	12. 2兆円 程度	9. 7兆円 程度
III. 次の段階として の官民を挙げた 経済活動の回復	3. 3兆円 程度	2. 8兆円 程度	0. 5兆円 程度
IV. 強靱な経済構造 の構築	10. 2兆円 程度	8. 0兆円 程度	2. 3兆円 程度
V. 今後への備え	1. 5兆円 程度	1. 5兆円 程度	—
合計	39. 5兆円 程度	27. 0兆円 程度 (注1)	12. 5兆円 程度 (注2)

(注1) 国費は25. 0兆円であり、うち、令和2年度補正予算は18. 6兆円（一般会計16. 7兆円、特別会計1. 9兆円）である。

(注2) 令和2年度補正予算における追加額は10. 1兆円である。

総合経済対策のうち今後効果が発現すると見込まれる主な施策

Ⅱ．雇用の維持と事業の継続

- ・ 中小企業生産性革命推進事業
- ・ 被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）
- ・ 地域企業再建支援事業（自治体連携型補助金）
- ・ 事業承継・世代交代集中支援事業
- ・ 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業

等

Ⅲ．次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

- ・ 「マイナポイント」を活用した消費活性化策
- ・ 住宅市場安定化対策事業（すまい給付金）
- ・ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
- ・ 産地生産基盤パワーアップ事業
- ・ スマート農業技術の開発・実証プロジェクト
- ・ 地方創生拠点整備交付金
- ・ 先導的人材マッチング事業の創設
- ・ 首都圏空港の機能強化

等

Ⅳ．強靱な経済構造の構築

- ・ ＪＢＩＣによる日本企業の海外Ｍ＆Ａやグローバル・バリューチェーンの再編等の海外展開支援
- ・ 革新的環境イノベーション戦略加速プログラム
- ・ 世界を牽引するイノベーション確立のための部材や素材の社会実装・普

及展開加速化事業

- ・ 海外需要創出等支援・輸出環境整備緊急対策事業
- ・ グローバル産地づくり緊急対策事業
- ・ ポスト5G情報通信システム基盤強化対策
- ・ 5G整備を促進する金融支援
- ・ GIGAスクール構想の実現
- ・ 自然災害からの復旧・復興の加速のための公共投資
- ・ 防災・減災、国土強靱化の強力な推進のための公共投資

等

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（厚生労働省施策関係 概要）

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の流行で国内外が未曾有の危機に直面する中、
 - ・国民の生命を守るため、感染拡大の防止に取り組むとともに、医療提供体制、福祉サービスの確保等に最優先で取り組み、最前線で奮闘する医療、福祉の現場を全力で支える。
 - ・新型コロナウイルス感染症の雇用・国民生活への影響を最小限にとどめるべく、これまでにない雇用の維持、生活の支援、資金繰り支援等を行い、感染収束後の反転・攻勢に備える。

（１）感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

- ◆**病床の確保、医療機器導入の支援など医療提供体制の整備**
 - ・重症患者に対応可能な医師、看護師等を確保し、感染拡大により、マンパワーが不足する医療機関へ派遣
 - ・感染症病床の整備のほか、重症患者を受け入れる病床確保の支援、宿泊施設等を活用した軽症者の療養体制等の確保
 - ・国による人工呼吸器の確保、体外式膜型人工肺（ECMO）、患者を受け入れる医療機関の設備整備
 - ・休業等となった医療機関への継続再開支援
 - ・感染拡大防止の観点からのオンライン診療等の推進
 - ・業務量の増大に対応するための保健所等の体制整備への支援 等

※上記に含まれる事業について、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」を創設し、地域の状況に応じた柔軟かつ臨機応変な支援を行う。

あわせて、患者を受け入れる医療機関について、診療報酬において、感染防止に留意した対応等の特例的に評価

- ◆**治療薬・ワクチン等の開発・普及促進、PCR検査体制の強化等**
 - ・既存医薬品の有効性確認と確保（アビガン）の増産
 - ・ワクチンや治療薬の開発支援
 - ・地方衛生研究所、民間検査機関等におけるPCR検査能力の更なる拡大
 - ・感染症流行対策イノベーション連合（CEPT）及びGaviへの出資による国際的なワクチン開発・供給の推進への貢献
 - ・日本感染症学会等における性能評価を踏まえた抗体検査による疫学調査の実施
- ◆**マスク、消毒液等の衛生資材の確保、医療機関、福祉施設等への提供**
 - ・医療用マスク、ガウン、フェイスシールド、消毒薬等の医療従事者等の感染を防ぐ物資等の国による買い上げと必要な医療機関等への配付
 - ・布製マスクの国による買い上げと高齢者・障害者福祉施設、児童福祉施設、妊婦、全世帯への配付
- ◆**福祉施設における感染症拡大防止策**
 - ・高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等での感染拡大防止のため、都道府県等が施設等に配付する消毒用エタノール等の一括購入、施設等の消毒費用等に必要な費用を補助
- ◆**水際対策の強化**
 - ・検疫官の応援体制の確保、PCR検査機器の配備等
- ◆**障害者、外国人等への情報発信機能等の強化**
- ◆**地域における学校臨時休業等のまん延防止策のサポート**
 - ・小学校等が臨時休業した場合等の保護者の休暇取得支援
 - ・学校の休業等に伴う放課後児童クラブ、放課後等デイ、フリースポサ事業への支援

※新型コロナウイルス感染症対策予備費を創設。感染症の拡大やワクチン等の開発状況などを踏まえ、更なる対応が必要となる場合には、必要な措置。

◆福祉サービス提供体制の確保

- ・職員が不足する社会福祉施設等への応援職員の派遣によるサービス提供の維持
- ・休業要請を受けた通所型サービス事業所等のサービス継続支援

（２）雇用の維持と事業の継続

- ◆**雇用調整助成金の特例措置の拡大**
 - ・助成率の引上げ（中小2/3→4/5（最大9/10）、大企業1/2→2/3（最大3/4））、週20時間未満労働者の対象への追加
- ◆**内定取消者への就職支援、求職者支援訓練の拡充等**
 - ・内定取消者、非正規雇用労働者、外国人労働者、住居・生活支援等を必要とする求職者等へのハローワーク等におけるきめ細かな対応
 - ・雇用保険を受給できない求職者を対象とする求職者支援訓練等の拡充
- ◆**国民健康保険等の保険料減免等**
 - ・国民健康保険等において収入減少時の保険料減免の実施、厚生年金保険等の社会保険料の納付猶予について国税と同様に延滞金なしで猶予できる特例を創設
- ◆**個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施**
 - ・休業等により収入が減少し、一時的な資金が必要な方への緊急貸付等の実施
- ◆**住居を失うおそれのある困窮者への支援の拡充等**
 - ・住居を失った場合等に支給される住居確保給付金の支援の拡充
 - ・未払賃金立替払の迅速・確実な実施
 - ・自殺リスクの高まりに対応するため、SNS相談等の体制の充実
- ◆**感染防止対策等による高年齢労働者の職場環境整備**
- ◆**生活衛生関係事業者、医療・福祉事業者への強力な資金繰り対策**
 - ・生活衛生関係事業者の資金繰り支援のため、既往債務の借換を含め、日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」等による無利子・無担保貸付の実施
 - ・医療・福祉事業者の資金繰り支援のため、福祉医療機構による無利子・無担保等の危機対応融資を拡充

（３）強靱な経済構造の構築

- ◆**テレワーク等の推進**
- ◆**医薬品安定確保を図るため、医薬品原薬等の国内製造拠点の整備のための製造設備の支援**



令和２年度 厚生労働省補正予算（案）の概要

追加額 １兆６，３７１億円
（うち労働保険特別会計 ９，１０１億円）

第１ 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

６，６９５億円

（１）病床の確保、医療機器導入の支援など医療提供体制の整備

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）の創設 １，４９０億円
- 人工呼吸器の確保 ２６５億円
- 重症者増加に備えた人材確保等 ４．３億円
- 国立病院機構・地域医療機能推進機構における医療提供体制の整備 ６５億円
- 感染拡大防止のための歯科医療提供体制の整備 ０．５億円
- 新型コロナウイルス感染症患者等への支援 １８８億円
- 情報収集・分析体制の整備 １７億円

（２）治療薬・ワクチンの研究開発

- ワクチン・治療法の開発促進等 ２７５億円
- 国際連携の強化 １６１億円

（３）マスク、消毒用エタノール等の確保など感染拡大防止策

- マスク、消毒用エタノール等の物資の確保 １，８３８億円
- 福祉施設における感染症拡大防止策 ２７２億円
- 小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援 １，６７３億円
- 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等 １２３億円

（４）水際対策の強化、検査体制の確保等

- 検疫所における検疫・検査体制の強化 ４２億円
- 検査体制の確保 ４９億円
- クラスタ発生地域への専門家派遣 ４．３億円

(5) 情報発信機能の強化と福祉サービスの確保

- 外国人患者等への対応強化 7. 3 億円
- 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口等の設置、広報の充実 3 5 億円
- 福祉サービス提供体制の確保 1 5 7 億円

第2 雇用の維持と事業の継続 9, 6 2 7 億円

(1) 雇用の維持、就職支援等

- 雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大 8, 3 3 0 億円
- 内定取消者への就職支援、求職者支援訓練の拡充等 1 5 6 億円
- 外国人労働者に係る相談支援体制等の強化 3. 7 億円
- 特別休暇制度の導入支援 3. 2 億円
- 感染防止対策等による高年齢労働者の職場環境整備 5. 0 億円

(2) 生活の支援

- 国民健康保険料、介護保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援 3 6 5 億円
- 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施 3 5 9 億円
- 住居を失うおそれのある生活困窮者等への支援の拡充 2 7 億円
- 未払賃金立替払の迅速・確実な実施 2 7 億円
- 生活支援、包括的支援等に関する相談体制の強化 1 8 億円

(3) 事業の継続支援

- 生活衛生関係営業者への資金繰り支援の拡充等 2 9 4 億円
- 医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充 4 1 億円

第3 強靱な経済構造の構築 5 4 億円

- 医薬品安定確保のための原薬等設備整備の支援 3 0 億円
- 中小企業等におけるテレワーク導入支援 1 0 億円
- 介護支援専門員研修等オンライン化等事業 4. 6 億円
- 通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報・ICT化支援 4. 0 億円
- 障害福祉分野におけるICT・ロボット等導入支援 5. 1 億円

第1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発 6, 695億円

(1) 病床の確保、医療機器導入の支援など医療提供体制の整備

○ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）の創設 1, 490億円

新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる医療提供体制の整備等について、都道府県の取組を包括的に支援するための新たな交付金を創設し、受入病床の確保、応援医師等の派遣、軽症者の療養体制の確保など、以下の事業を都道府県が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施できるようにする。

- ・ 入院患者を受け入れる病床の確保、消毒等の支援
- ・ 入院医療機関における人工呼吸器、体外式膜型人工肺（ECMO）、個人防護具、簡易陰圧装置、簡易病室等の設備整備
- ・ 重症患者に対応できる医師、看護師等の入院医療機関への派遣
- ・ DMAT・DPAT等の医療チームの派遣
- ・ 医師が感染した場合の代替医師の確保
- ・ 帰国者・接触者外来等におけるHEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーテーション、個人防護具、簡易診療室等の設備整備
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応に伴う救急医療等地域医療体制の継続支援、休業等となった医療機関の再開等支援
- ・ 外国人が医療機関を適切に受診できる環境の整備
- ・ 軽症者の療養体制の確保、自宅療養者の情報通信によるフォローアップ
- ・ 帰国者・接触者相談センターなど都道府県等における相談窓口の設置
- ・ 患者搬送コーディネーター配置、広域患者搬送体制、ドクターヘリ等による搬送体制の整備
- ・ 都道府県における感染症対策に係る専門家の派遣体制の整備
- ・ 地方衛生研究所等におけるPCR検査機器等の整備 等

○ 人工呼吸器の確保 265億円

新型コロナウイルス感染症による重症患者の治療に用いる人工呼吸器について、メーカー等に増産や輸入拡大を要請するとともに、国において必要な量を確保する。

○ 重症者増加に備えた人材確保等 4.3億円

今後の重症患者の増加に備え、体外式膜型人工肺（ECMO）などの医療機器を正しく扱える知識を持った医師、看護師、臨床工学技士等を養成する。また、こうした人材を全国から募集し、必要とする医療機関へのマッチング、派遣を行う体制の整備を行う。

○ 国立病院機構・地域医療機能推進機構における医療提供体制の整備 65億円

感染症病床を有する病院等における対応能力を強化するため、簡易陰圧装置、陰圧キャ

リングベッド等の設備整備を支援する。

○ 感染拡大防止のための歯科医療提供体制の整備 **0. 5 億円**

新型コロナウイルスの感染リスクが高い歯科治療が必要な患者の診療を行う病院歯科等に対し、院内感染対策に必要な歯科用吸引装置（口腔外バキューム）の設備整備を支援する。

○ 新型コロナウイルス感染症患者等への支援 **1 8 8 億円**

新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費について、公費により負担する。また、電話や情報通信機器による服薬指導等を行った患者に対して薬局が薬剤を配送等する費用を支援する。

○ 情報収集・分析体制の整備 **1 7 億円**

医療機関から患者の受入れ状況や医療機器の稼働状況等の情報を迅速に収集する情報基盤の整備を行う。また、各自治体において把握される、感染者やその接触者等に関する疫学情報を迅速かつ正確に収集・分析するための体制整備を行う。

※ あわせて、診療報酬において、感染防止に留意した医療機関の対応等を特例的に評価

(2) 治療薬・ワクチンの研究開発

○ ワクチン・治療薬の開発促進等 **2 7 5 億円**

新たな国内発ワクチンの開発を促進するとともに、既存の治療薬等の治療効果及び安全性の検討、新型コロナウイルスに関連した消毒・換気等環境管理に関する研究を支援する。また、新型コロナウイルス感染症の治療薬の候補である薬の購入を行う。

さらに、アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築に必要な支援を行う。

○ 国際連携の強化 **1 6 1 億円**

感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）及び Gavi ワクチンアライアンスに対し、ワクチン開発・製造・供給のための拠出を行う。

(3) マスク、消毒用エタノール等の確保など感染拡大防止策

○ マスク、消毒用エタノール等の物資の確保 **1, 8 3 8 億円**

品薄で確保が困難となっているサージカルマスク、N95マスク、ガウン、フェイスシールド、消毒用エタノール等を国で買い上げ、必要な医療機関等に優先配布を行うとともに、必要に応じて備蓄を行う。

再利用可能な布製マスクや医療用以外の使い捨てマスクを買い上げ、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等に配布するとともに、妊婦に布製マスクを配布する。

また、再利用可能な布製マスクを買い上げ、全世帯を対象として1住所当たり2枚ずつ配布する。

○ 福祉施設における感染症拡大防止策

272億円

高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等での新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、都道府県等が施設等へ配布する消毒用エタノール等の一括購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、多床室の個室化に要する改修等に必要な費用を補助する。

※ 放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業等における感染症拡大防止策については、内閣府に計上

※ 高齢者福祉施設における都道府県が施設等へ配布する消毒用エタノール等の一括購入、簡易陰圧装置・換気設備の設置支援、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発については、既存予算を活用して実施する。

○ 小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援

1,673億円

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対する助成金を支給する。

また、同様の理由で委託を受けて個人で仕事をする方が、契約した仕事をできなくなった場合にも支援する。

○ 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等

123億円

特別支援学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用が追加的に生じた利用者負担等について支援する。

※ 小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業の体制強化等については、内閣府に計上

（４）水際対策の強化、検査体制の確保等

○ 検疫所における検疫・検査体制の強化

42億円

検疫による水際対策を適切に実施するため、検疫官の応援体制を確保するとともに、PCR検査機器の配備等を行い、検疫及び検査体制の強化を行う。

○ 検査体制の確保

49億円

PCR検査等に係る地方衛生研究所における検査費及び保険適用された検査の自己負担分、新型コロナウイルス感染症の発生動向調査等に要する経費を支援する。

○ クラスター発生地域への専門家派遣

4.3億円

クラスター（集団）が発生した地域において感染拡大を防止するために、都道府県に専門家を派遣し、技術的支援を行う。

（５）情報発信機能の強化と福祉サービスの確保

○ 外国人患者等への対応強化

7.3億円

外国人の相談・診療が適切に行えるよう、帰国者・接触者外来設置医療機関等に対して電話医療通訳サービスの提供等を行う。

また、行政機関や保健所への相談、病院への受診の際に、聴覚障害者が遠隔手話サービス（タブレットやスマートフォンを通じて、遠隔で手話通訳を行うことができるサービス）を利用できる体制の整備等を支援する。

○ 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口等の設置、広報の充実 35億円

新型コロナウイルス感染症に関する国民の不安や疑問に対応するためのコールセンターを設置する。また、広報については対策の周知だけでなく、より具体的な施策の活用方法を国民等に分かりやすく提供したり、海外に向けて積極的に情報発信を行うなどして、広報の充実を図る。また、心のケアを実施するために精神保健福祉センターや保健所への支援を行う。

○ 福祉サービス提供体制の確保

157億円

社会福祉施設等で働く介護職員、保育士等の職員が新型コロナウイルスの感染等により出勤が困難となった場合、職員が不足する社会福祉施設等に他の社会福祉施設等から応援職員を派遣し、サービス提供を維持する。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から休業要請を受けた通所介護サービス事業者、通所障害福祉サービス事業者等に対して、代替サービスの提供や他事業所との連携に要する経費を支援するとともに、在宅生活を強いられている障害者等に対する緊急的な相談受付等を行う。

※ 「第1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発」では、感染症対策（感染症病床の整備の支援等）、感染症に係る医療費の国庫負担等、検疫所における水際対策の強化などについて、既存予算を活用して実施する。

第2 雇用の維持と事業の継続

9,627億円

(1) 雇用の維持、就職支援等

○ 雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大

8,330億円

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、4月1日から6月30日まで全国において助成率を引き上げる（中小企業2/3→4/5、大企業1/2→2/3。解雇等を行わない場合は、中小企業9/10、大企業3/4）とともに、非正規雇用の方も含めた支援を実施する。

○ 内定取消者への就職支援、求職者支援訓練の拡充等

156億円

新卒応援ハローワークにおいて、内定取消しにあった学生等への相談、就職あっせん及び事業所への個別求人開拓等の支援を強化する。

また、非正規雇用で働いていた方をはじめとする求職者の就職を支援するため、求職者支援訓練等を拡充する。

ハローワークにおいて、就職支援ナビゲーター等を拡充・配置し、就職支援を強化するとともに、住居・生活支援に関する窓口を設置し、生活困窮状態に陥る可能性がある方に対する相談等を行う。

○ 外国人労働者に係る相談支援体制等の強化

3.7億円

外国人を雇用する事業主に対する雇用維持のための相談支援や、外国人求職者に対する相談支援への対応のため、ハローワークにおける専門相談員等の配置等を通じ体制を強化するほか、外国人労働者に対し雇用等に係る情報を迅速かつ正確に提供するため、多言語での情報発信体制を整備する。

○ 特別休暇制度の導入支援

3.2億円

新型コロナウイルス感染症への対応として、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業等に対し助成金により支援する。

○ 感染防止対策等による高年齢労働者の職場環境整備

5.0億円

新型コロナウイルスの感染拡大及び労働災害の防止の観点から、社会福祉施設、飲食店等の、利用者等と密に接する業務を簡素化するための設備の機械化、IT化等に係る経費を補助し、高年齢労働者の職場環境を整備する。

(2) 生活の支援

○ 国民健康保険料、介護保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援

365億円

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、介護保険等の保険料の減免を行った市町村等に財政支援を行う。

○ 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施 **359億円**

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等から収入が減少し、一時的な資金が必要な方に対し、緊急の貸付等を実施する。

○ 住居を失うおそれのある生活困窮者等への支援の拡充 **27億円**

離職や廃業により住居を失った又は失うおそれがある場合に支給される住居確保給付金について、支給対象の見直しを行い、支援を拡充する。

○ 未払賃金立替払の迅速・確実な実施 **27億円**

企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を事業主に代わって支払う「未払賃金立替払制度」について、立替払いが受けられるよう必要な原資の増額等を行う。

○ 生活支援、包括的支援等に関する相談体制の強化 **18億円**

雇用調整助成金の特例措置の拡大、小学校等休業に伴う保護者の休暇取得支援の支援策や解雇・雇止め、休業等の労働問題について、相談体制の強化を図る。また、様々な悩みの電話相談等を受ける「よりそいホットライン」を強化する。

さらに、自殺リスクの高まりに発展しかねない状況を踏まえ、生きることの包括的支援のため、SNS相談等の体制の充実等を図る。

(3) 事業の継続支援

○ 生活衛生関係営業者への資金繰り支援の拡充等 **294億円**

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係営業者の資金繰りを強力に支援するため、既往債務の借換を含め、日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による無利子・無担保の貸付を行う。

また、生活衛生関係営業者の専門相談窓口の開設や地域相談会の開催等により、伴走型の支援体制を構築するとともに、生活衛生関係営業者が、講ずべき衛生措置をガイドライン等として取りまとめ、事業者へ周知する。

○ 医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充 **41億円**

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した又は事業を縮小した医療・福祉事業者の資金繰りを強力に支援するため、独立行政法人福祉医療機構による無利子・無担保等の危機対応融資の拡充を行う。

第3 強靱な経済構造の構築

54億円

○ 医薬品安定確保のための原薬等設備整備の支援 30億円

海外依存度の高い原薬等を国内製造しようとする製薬企業等に対し、製造所の生産設備に係る費用を補助する。

○ 中小企業等におけるテレワーク導入支援 10億円

テレワークを新規で導入する中小企業等に対し、テレワーク用通信機器の導入・運用等に係る経費について助成金により支援する。

○ 介護支援専門員研修等オンライン化等事業 4.6億円

介護支援専門員及び特別養護老人ホーム等のユニットケア施設の職員（ユニットリーダー、施設管理者）が在宅等においても研修の受講の促進が図れるような通信教材を喫緊に作成する。

○ 通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報・ICT化支援 4.0億円

新型コロナウイルス感染症の拡大等によって、通いの場に通える機会が減った高齢者に対して、居宅においても健康を維持できるよう、高齢者が健康を維持するための必要な情報（運動、社会交流等）について、広報を行うとともに、散歩支援機能等の運動管理ツール、高齢者用スマホ等を用いたコミュニケーション、ポイント等の機能を有するアプリ等によって通いの場機能を補強する。

○ 障害福祉分野におけるICT・ロボット等導入支援 5.1億円

障害福祉分野において、感染拡大の防止・生産性の向上・介護等業務の負担軽減に向けた取組を促進し、安全・安心な障害福祉サービスを提供できるよう、障害福祉サービス事業所等におけるICT・ロボット等の導入を支援する。

※ 介護分野においては、既存予算を活用して更なるICT・ロボット等の導入支援を実施し、感染拡大の防止と生産性向上による介護職員の業務負担の軽減を図る。

項 目	担当部局課室名
第1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	
(1) 病床の確保、医療機器導入の支援など医療提供体制の整備	
○ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）の創設	医政局地域医療計画課（内4130、2597） 医政局医療経営支援課（内2671） 医政局総務課医療国際展開推進室（内4108） 健康局結核感染症課（内2382） 健康局総務課指導調査室（内2322）
○ 人工呼吸器の確保	医政局医療経理室（内4186） 健康局結核感染症課（内2382）
○ 重症者増加に備えた人材確保等	医政局地域医療計画課（内2556、4130）
○ 国立病院機構・地域医療機能推進機構における医療提供体制の整備	医政局医療経営支援課（内2633、2638）
○ 感染拡大防止のための歯科医療提供体制の整備	医政局歯科保健課（内2583）
○ 新型コロナウイルス感染症患者等への支援	健康局結核感染症課（内2382） 医薬・生活衛生局総務課（内4213）
(2) 治療薬・ワクチンの研究開発	
○ ワクチン・治療法の開発促進等	大臣官房厚生科学課（内3809） 健康局結核感染症課（内2097）
○ 国際連携の強化	大臣官房国際課（内7285）
(3) マスク、消毒用エタノール等の確保など感染拡大防止策	
○ マスク、消毒用エタノール等の物資の確保	医政局経済課（内4118） 老健局高齢者支援課（内3922、3929）
○ 福祉施設における感染症拡大防止策	子ども家庭局保育課（内4837） 子ども家庭局子育て支援課（内4964） 子ども家庭局家庭福祉課（内4877、4887） 子ども家庭局母子保健課（内4975） 社会・援護局保護課（内2824） 障害保健福祉部障害福祉課（内3035、3091） 老健局高齢者支援課（内3927、3928）
○ 小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援	雇用環境・均等局職業生活両立課（内7857）
○ 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等サービスへの支援等	障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室（内3037）
(4) 水際対策の強化、検査体制の確保等	
○ 検疫所における検疫・検査体制の強化	医薬・生活衛生局検疫所業務管理室（内2467）
○ 検査体制の確保	健康局結核感染症課（内2036）
○ クラスタ発生地域への専門家派遣	健康局結核感染症課（内2382）
○ 情報収集・分析体制の整備	健康局結核感染症課（内2036）
(5) 情報発信機能の強化と福祉サービスの確保	
○ 外国人患者等への対応強化	医政局総務課医療国際展開推進室（内4108） 障害保健福祉部企画課自立支援振興室（内3076）
○ 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口等の設置、広報の充実	健康局総務課（内2312） 健康局結核感染症課（内2382） 障害保健福祉部精神・障害保健課（内3069）
○ 福祉サービス提供体制の確保	社会・援護局福祉基盤課（内2864） 障害保健福祉部企画課自立支援振興室（内3075） 障害保健福祉部障害福祉課（内3091、3149、3044） 老健局振興課（内3987）
第2 雇用の維持と事業の継続	
(1) 雇用の維持、就職支援等	
○ 雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大	職業安定局雇用開発企画課（内5873）
○ 内定取消者への就職支援、求職者支援訓練の拡充等	人材開発総括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室（内5337） 職業安定局総務課訓練受講者支援室（内5336、5273） 人材開発総括官付参事官（人材開発政策担当）付訓練企画室（内5600） 職業安定局総務課首席職業指導官室（内5697） 職業安定局雇用開発企画課就労支援室（内5796）
○ 外国人労働者に係る相談支援体制等の強化	職業安定局外国人雇用対策課（内5687）
○ 特別休暇制度の導入支援	労働基準局労働条件政策課（内5524）
○ 感染防止対策等による高齢労働者の職場環境整備	労働基準局安全衛生部安全課（内5487）
(2) 生活の支援	
○ 国民健康保険料、介護保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援	老健局介護保険計画課（内2937、2264） 保険局国民健康保険課（内3256） 保険局高齢者医療課（内3190）
○ 個人向け緊急小口資金等の特別貸付の実施	社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室（内2879）
○ 住居を失うおそれのある生活困窮者等への支援の拡充	社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室（内2879）
○ 未払資金立替払の迅速・確実な実施	労働基準局監督課（内5543）
○ 生活支援、包括的支援等に関する相談体制の強化	大臣官房地方課（内7247） 職業安定局雇用開発企画課（内5873） 雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室（内7736） 雇用環境・均等局職業生活両立課（内7857） 社会・援護局地域福祉課（内2233） 社会・援護局総務課自殺対策推進室（内2838）
(3) 事業の継続支援	
○ 生活衛生関係営業者への資金繰り支援の拡充等	医薬・生活衛生局生活衛生課（内2437）
○ 医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充	社会・援護局福祉基盤課（内2862）
第3 強靱な経済構造の構築	
○ 医薬品安定確保のための原薬等設備整備の支援	医政局経済課（内4118）
○ 中小企業等におけるテレワーク導入支援	雇用環境・均等局在宅労働課（内7870） 障害保健福祉部障害福祉課（内3044）
○ 介護支援専門員研修等オンライン化等事業	老健局振興課（内3936） 老健局高齢者支援課（内3972、3925）
○ 通いの場の活動自棄下における介護予防のための広報・ICT化支援	老健局老人保健課（内3947）
○ 障害福祉分野におけるICT・ロボット等導入支援	障害保健福祉部障害福祉課（内3091、3092） 老健局振興課（内3937） 老健局高齢者支援課（内3985）